

No.	概要版	頁	基本目標 大分類	基本目標_中 分類	基本目標_小 分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
1		45	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	①保育園・幼 稚園・幼児園・ 認定こども園・ 学校における 保育・教育、 学習の推進	1 保育園・幼稚園・ 幼児園・認定こども 園における男女共 同参画の視点に 立った教育・学習 の推進	○「栗東市人権・同和教育基準年 間指導計画」に基づき、各園にお いて、男女共同参画及び人権尊 重の視点に立ち、性別に関係なく 一人ひとりの個性や能力が発揮 できる環境となるよう、保育教育 内容の充実を推進します。		幼児課 保育園・幼 稚園・幼児 園 認定こども 園	年間指導計画に基づいて、男女平 等の視点に立った保育の実践およ び保護者への啓発に取り組みま す。	年間指導計画に基づき、男女平等の視点に立った 保育実践を深めています。また、保護者研修や園 だより等を通して啓発をしました。
2		45	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	①保育園・幼 稚園・幼児園・ 学校における 保育・教育、 学習の推進	2 学校における男 女共同参画の視点 に立った教育・学 習の推進	○小・中学校において、男女共同 参画社会づくり副読本等の活用 による、男女共同参画への理解 を深める教育を実践します。 ○「栗東市人権・同和教育基準年 間指導計画」に基づき、男女共同 参画及び人権尊重の視点に立っ た教育を実践します。		学校教育課 小学校・中 学校	・男女共同参画社会づくりの副読本 等を活用する等、児童生徒の発達 段階に応じて、男女共同参画及び 男女平等の理解を深める学習を行 います。 ・学校園訪問において、職員及び児 童・生徒の人権意識の実態把握を 行うとともに、男女共同参画に係 る職員研修の実施の推進を行いま す。	・男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し、児 童生徒の発達段階に応じて理解を深める指導の 工夫を行っています。 ・各校の年間指導計画に基づきすべての学校にて 男女共同参画及び男女平等の学習を行っています。 ・学校園訪問において、職員及び児童・生徒の人 権意識の実態把握、男女共同参画に係る職員研 修の実施の推進を行っています。
3		45	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	①保育園・幼 稚園・幼児園・ 学校における 保育・教育、 学習の推進	3 保育・教育者等 の男女共同参画に 対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、 男女共同参画に関する研修を実 施するとともに、男女共同参画に 関する指導について、教育研究 や自己研修を行います。		学校教育課	・男女共同参画に関する研修機会 等の周知を行い、積極的な研修の 参加を図ります。(学校教育課)	・男女共同参画に関する研修機会等について周知 を行い、積極的に研修に参加するように指導しまし た。(学校教育課)
4		45	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	①保育園・幼 稚園・幼児園・ 認定こども園・ 学校における 保育・教育、 学習の推進	3 保育・教育者等 の男女共同参画に 対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、 男女共同参画に関する研修を実 施するとともに、男女共同参画に 関する指導について、教育研究 や自己研修を行います。		幼児課	各園において男女共同参画に関す る職員研修会等を実施します。	各園で職員研修を1回以上実施し、人権意識の向 上につなげました。
5		45	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	①保育園・幼 稚園・幼児園・ 認定こども園・ 学校における 保育・教育、 学習の推進	3 保育・教育者等 の男女共同参画に 対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、 男女共同参画に関する研修を実 施するとともに、男女共同参画に 関する指導について、教育研究 や自己研修を行います。		幼児課	作成するパンフレット等について は、性別の固定的な表現とならな いよう点検し、多様な受け手を意 識しながら作成します。	園だよりなどを作成するときには、自分自身の思い 込みや偏見での表現になっていないか、職員間で 確認し合い、人権の視点を忘れずに作成していま す。
6		46	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	②家庭、地域 社会における 教育、学習の 推進	1 男女共同参画の 視点に立った生涯 学習と啓発の推進	○ライフステージに応じた男女共 同参画に関する学習機会の提供 や、広報による啓発に取り組みま す。		自治振興課	広報により、それぞれのライフス テージに応じた男女共同参画の啓 発を行います。	男女共同参画週間に併せて市広報、HP、 Facebookに情報提供し、啓発に取り組みました。
7		46	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	②家庭、地域 社会における 教育、学習の 推進	1 男女共同参画の 視点に立った生涯 学習と啓発の推進	○市民に対して人権尊重の大切 さ等、人権意識の高揚を図るた めの啓発活動を推進します。 ○地区別懇談会や講演会等を行 い、男女共同参画や人権等につ いて学ぶ機会を設け、意識の高 揚を図ります。		人権擁護課	・近年の課題であるアンコンシャ ス・バイアス(思い込み・偏見)による意 識の改革の場となるよう、地区別懇 談会のテーマを設定。市内人権団 体の協力のもと女性の人権「じんけ んセミナー栗東」等の講演会や啓発 活動等を実施します。	「アンコンシャス・バイアス」や「マイクロアグレッシ ョン」を題材にした地区別懇談会で、思い込みや偏 見が相手を傷つけたり、差別につながったりするこ とを学びました。日常から互いに理解しあい、人権 を尊重することを大切にしていこうとする姿が見ら れました。
8		46	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	②家庭、地域 社会における 教育、学習の 推進	1 男女共同参画の 視点に立った生涯 学習と啓発の推進	○各コミュニティセンター等での 社会教育事業を実施するにあた り、男女共同参画の意識を持って 講座等を開催します。		生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加でき ようコミュニティセンターにおいて 社会教育事業を実施します。(はつ らつ教養大学、子育て講座、まちづ くり講座、平和学習、環境講座等) 事業の実施については誰もが参加 しやすい日時等の工夫を行います。	講座で得た知識を地域や所属団体等で実践して いただく生涯学習のまちづくりを目指して、コミュニ ティセンター等において社会教育事業を実施しまし た。
9	○	46	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	③男性にとっ ての男女共同 参画の推進	1 男性にとつての 男女共同参画の意 義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様 な生き方や豊かな人生につなが るものであるという意識の醸成に 向け、様々な教育や学習事業を 通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰も が参加しやすいよう日時等の工 夫を行います。		生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加でき ようコミュニティセンターにおいて 社会教育事業を実施します。(はつ らつ教養大学、子育て講座、まちづ くり講座、平和学習、環境講座等) 事業の実施については誰もが参加 しやすい日時等の工夫を行います。	男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティ センターにおいて社会教育事業を実施しました。参 加者が性別にとらわれることなく交流することで男 女共同参画への意識を高めることができました。ま た一部の講座では、土、日曜日に開催し参加しや すい日時を設定しました。
10	○	46	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	③男性にとっ ての男女共同 参画の推進	1 男性にとつての 男女共同参画の意 義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様 な生き方や豊かな人生につなが るものであるという意識の醸成に 向け、様々な教育や学習事業を 通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰も が参加しやすいよう日時等の工 夫を行います。		自治振興課	意識の醸成に向け、様々な学習機 会等を通じて啓発を行います。	市内の「人権啓発担当者」設置事業所に、仕事と 育児の両立支援に関する啓発資料を配布しまし た。
11	○	46	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消	③男性にとっ ての男女共同 参画の推進	1 男性にとつての 男女共同参画の意 義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様 な生き方や豊かな人生につなが るものであるという意識の醸成に 向け、様々な教育や学習事業を 通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰も が参加しやすいよう日時等の工 夫を行います。		人権擁護課	・男女共同参画や様々な人権問題 に関する学びの場となるよう、市内 人権団体の協力で「じんけんセミ ナー栗東」等の講演会を実施しま す。 ・講演会事業実施では、託児サービ スの提供により、誰もが参加しやす い環境を整えます。	・講演会事業を市内人権関係団体と協働でさくら 中ホールにて開催しました。①「じんけんセミナー 栗東」(7/19)講師：数本雅子、演題：私はきらめき 人になる、参加人数：248人②人権文化事業 (12/3)講師：石黒由美子、演題：夢をあきらめな い、参加人数：169人 ・9月・12月の月間・週間に併せて、それぞれ1,500 ヶの啓発品を準備し、市内駅頭・街頭啓発及び公 共施設への啓発品の設置を行いました。①同和問 題啓発強調月間、街頭啓発参加人数：32人②人権 週間、街頭啓発参加人数：29人
12	○	47	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(1)男女共同 参画意識の定 着とアンコ シャス・バイ アスの解消 (2)多様性 についての理解 促進	①性の多様性 を理解するた めの教育・学 習の推進	1 性の尊重につい ての教育の推進	○小・中学校において、男女が互 いの性についての理解を深める ことができるよう、年間指導計画 に基づき、各教科の学習や特別 活動において性に関する指導を 適正に行います。 ○教職員に対しては、性的指向 や性同一性障がい等に係る児童 生徒へのきめ細やかな対応につ いて、理解の促進を図ります。		学校教育課	・各校の年間指導計画に基づき、関 連する各教科等において、男女が 互いの性についての理解を深める ことができるよう、また、性の多様性 や性への尊重に関する指導を進め ます。 ・教職員に対しては、文部科学省の 指針に基づき、性の多様性につい て理解を深め、個別の対応につい て丁寧に支援が進められるよう周 知を行います。	・年間指導計画に基づき、該当教科においてあら ゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることが できる国際理解教育を行っています。

No.	概要版	頁	基本目標 大分類	基本目標_中 分類	基本目標_小 分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
13		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	1 性の尊重についての教育の推進	○多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。		自治振興課	多様な性のあり方について理解が促進されるよう啓発を行います。	多様な性のあり方について理解が促進されるようHPに情報提供しています。
14		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	1 性の尊重についての教育の推進	○多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。		人権擁護課	・多様な性のあり方についての理解が促進されることを目的に、リーダー講座のテーマを設定。広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。	人権啓発リーダー講座(講師:井上鈴佳さん)において、「性の在り方は十人十色」をテーマにした講座を開催しました。
15		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	1 学校における多文化共生教育の推進	○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進します。		学校教育課	・年間指導計画に基づき、あらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校において国際理解教育を行います。 ・学校園訪問において、職員及び児童・生徒の人権意識に関わる実態把握を行うとともに、多文化共生に関わる職員研修の実施の推進を行います。	・男女共同参画に関する研修機会等について周知を行い、積極的に研修に参加するように指導しました。(学校教育課)
16		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	2 多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。		自治振興課	国際交流協会等と連携し、多文化共生の推進と男女共同参画を意識した事業と啓発を行います。	国際交流協会等と連携し、日本語教室と外国語(ポルトガル語)の相談窓口を継続開設をし、多文化共生のまちづくりの推進を行いました。広報3月号に誰もが暮らしやすい多文化共生について掲載します。
17		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	3 多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。		自治振興課	多様な性のあり方について理解が促進されるよう啓発を行います。	多様な性のあり方について理解が促進されるようHPに情報提供しています。
18		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	3 多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。		人権擁護課	・多様な価値観や個性について、いずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報やSNSを活用し、市が主催する講演会・イベント時においても、啓発を行います。	性的マイノリティについて、輝く未来(資料編)で特集。市内全戸配布(12月)しました。「マイクロアグレッションII」について、相手を尊重する思いを広報紙(12月号)で発信しました。
19	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	保険年金課	広報・ホームページへの掲載、啓発ポスターや各種通知の作成にあたって、無意識の偏見による不適切な表現とならないように点検を行います。	市広報・ホームページへの掲載、各種通知の作成の際に不適切な表現とならないよう点検を行いました。
20	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	地方創生企画課	各種事業啓発資料等を作成する際、男女共同参画の視点に立った適切な表現となるよう点検を行います。	広報、ホームページ、案内チラシ等の情報発信について、性別に偏りのない表現で作成しました。
21	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	長寿福祉課	・広報やホームページ等において、男性及び女性の役割と感じる表記やイラストの使用がないよう細心の注意を行います。	・ホームページやパンフレットの標記やイラストが適切な表現となっているか確認しました。
22	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	幼児課	広報やホームページ、園だより等を作成する際に男女参画に視点に立って無意識な決めつけや不適切な表現がないか確認していきます。	広報やホームページなどにおける記事や園だより作成の際には性別の固定概念や差別的な表現の防止に努めました。
23	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。		広報課	性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現がないかどうか点検し、適切な表現の使用促進につなげます。	課内校正の際、根拠のない思い込みや決めつけに繋がる表現がないかどうかを複数人でチェックを行い、適切な表現の使用促進につなげました。
24	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	学校給食共同調理場	給食だより等啓発資料作成の際、調理に関する挿し絵など、アンコンシャス・バイアスに基づく偏りがないかを点検し、適切な表現に努めます。	啓発資料作成の際には、調理に関する挿し絵などについてアンコンシャス・バイアスに基づく偏りがないかを点検し、適切な表現の使用に努めました。
25	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	発達支援課	作成するパンフレット等については、性別の固定的な表現とならないよう点検し、多様な受け手を意識しながら作成します。	性別の固定的な表現とならないよう、子育て講座等のパンフレットやアンケートを作成しました。
26	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	障がい福祉課	広報啓発活動において、表現内容の点検等で、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止に努めます。	情報発信の際、不適切な表現についての個人の気づきを大切に、組織での点検に努めました。
27		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○行政職員に対する研修機会等を通して、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。		人事課	職員研修等を実施し、意識の向上を図ります。	職員集合研修や職場研修において人権問題研修を実施する中で、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止や意識向上に取り組みました。(集合研修については1/29予定)
28		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○行政職員に対する研修機会等を通して、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。		自治振興課	課内研修等に活用できるチラシや資料を作成し周知・啓発の支援を行います。	若手職員を対象にアンコンシャス・バイアスの集合研修を実施し、周知を行いました。

No.	概要版	頁	基本目標 大分類	基本目標_中 分類	基本目標_小 分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
29		48	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(3)男女共同 参画の視点に 立った表現の 促進	①メディアに おける男女共 同参画の視点 に立った表現 の促進	2 メディアリテ ラシーの向上	○「議会だより」においてメディア による人権侵害等、社会の進展 に応じた人権問題啓発標語等を 掲載し、人権侵害防止の意識向 上を図ります。		議会事務局	「議会だより」(年4回発行)に人権問 題啓発標語を掲載します。	「議会だより」5月1日号、8月1日号、11月1日号表 紙に人権啓発作品集より標語を掲載しました。
30		48	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(3)男女共同 参画の視点に 立った表現の 促進	①メディアに おける男女共 同参画の視点 に立った表現 の促進	2 メディアリテ ラシーの向上	○インターネット等のメディアを通 じた情報発信における人権侵害 の防止について、市民意識の向 上を図るため、広報やホーム ページ等による啓発を図ります。		自治振興課	メディアの情報発信等の人権侵害 を防止するため、ホームページ等で 啓発を行います。	広報やHP等を活用し男女共同参画に関連する強 化週間や月間の取組み、啓発について取り上げ、 市民への啓発を行いました。
31		48	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(3)男女共同 参画の視点に 立った表現の 促進	①メディアに おける男女共 同参画の視点 に立った表現 の促進	2 メディアリテ ラシーの向上	○インターネット等のメディアを通 じた情報発信における人権侵害 の防止について、市民意識の向 上を図るため、広報やホーム ページ等による啓発を図ります。		人権擁護課	・市広報、ホームページ等へ各種強 化週間、月間の取組み、人権侵害 防止の啓発について掲載を行うと ともに、啓発紙の発行を行い、男女共 同参画の認識も含めた市民の人権 意識向上のための啓発を行います	市広報及び市ホームページに同和問題啓発強調 月間、人権週間等の各種人権関連の月間や週間 について記事を掲載し、人権侵害防止についての 情報発信と啓発を行いました。また、これまでにない 啓発方法としてインターネットを使ったり、く りちゃんに委員の委嘱をしたりして人権の啓発活動 を行いました。
32		48	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(3)男女共同 参画の視点に 立った表現の 促進	①メディアに おける男女共 同参画の視点 に立った表現 の促進	2 メディアリテ ラシーの向上	○メディアによる人権侵害等、市 民のメディアリテラシーの向上に 資する図書の収集に努め、利用 の促進を図ります。		図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集 に努め、図書展示等による利用の 促進を図ります。	関係図書を収集し、新着本コーナーや「図書館だ より」など新着図書案内で紹介し、利用の促進を図 りました。
33		48	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(3)男女共同 参画の視点に 立った表現の 促進	①メディアに おける男女共 同参画の視点 に立った表現 の促進	2 メディアリテ ラシーの向上	○地域の広報紙や事業者の広告 物等の発行物について、男女共 同参画の視点に立ち、不適切な 表現と認められる場合は、適切な 助言を行います。		商工観光労 政課	事業者の広告物等の発行物につい て、不適切な表現と認められる場合 は適切な助言を行います。また、企 業訪問等の機会を通じて事業者へ の啓発を行います。	事業者の発行物において、不適切な表現と認めら れるような広告物等は確認されていません。
34		48	1 人権の 尊重と意識 の醸成	(3)男女共同 参画の視点に 立った表現の 促進	①メディアに おける男女共 同参画の視点 に立った表現 の促進	2 メディアリテ ラシーの向上	○地域の広報紙や事業者の広告 物等の発行物について、男女共 同参画の視点に立ち、不適切な 表現と認められる場合は、適切な 助言を行います。		自治振興課	男女共同参画の視点において、不 適切な表現と認められる場合は適 切な助言を行います。	男女共同参画の視点から考える表現チェックシー トに基づき、適切な表現の利用を促進しています。
35		49	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等 に働く機会 の提供	1 労働相談窓口 に関する情報提供	○労働に関する相談があった 際、国や県の相談窓口との連携 を図り適切な支援につなげるな ど、労働相談窓口に関する情報 提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内 を掲載し、周知を図ります。		商工観光労 政課	就労支援機関と連携を図り、適切な 支援に繋がります。 広報等を通じて、相談窓口に関する 情報提供を行います。	労働に関する相談があったため、適切な相談窓口 につなげました。
36		49	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等 に働く機会 の提供	1 労働相談窓口 に関する情報提供	○労働に関する相談があった 際、国や県の相談窓口との連携 を図り適切な支援につなげるな ど、労働相談窓口に関する情報 提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内 を掲載し、周知を図ります。		ひだまりの 家	・面接を中心とした就労相談を行う と共に求人情報の提供を行い、関 係機関との連携を図ります。(ひだ まりの家)	就労困難者の個々の特性に合わせてハローワーク をはじめ就労支援機関が実施する講座等の案 内を情報提供するとともに求人講座情報は、ひだ まりの家の玄関特設ステージに掲載し、情報の周 知を図りました。
37		49	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等 に働く機会 の提供	1 労働相談窓口 に関する情報提供	○労働に関する相談があった 際、国や県の相談窓口との連携 を図り適切な支援につなげるな ど、労働相談窓口に関する情報 提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内 を掲載し、周知を図ります。		人権擁護課	・労働に関する相談に限らず、相談 者の問題解決に向けて、内容に応 じた適切な関係機関や専門機関に つながるよう情報提供を行います。	人権擁護委員による「人権いろいろ相談」(4月、1 月を除いた年10回)を実施し、相談内容に応じて他 の機関の相談窓口の周知にも努めました。
38		49	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等 に働く機会 の提供	2 あらゆる職域 における男女共同 参画の推進	○あらゆる職域において男女共 同参画の推進が図られるよう、市 や県内における先進的な取組み の動向の把握に努め、情報発信 を図ります。		商工観光労 政課	企業訪問等の機会を通じて、事業 所への情報提供を行います。	企業訪問等の機会を通じて、事業所への情報提 供を行いました。
39		49	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等 に働く機会 の提供	2 あらゆる職域 における男女共同 参画の推進	○あらゆる職域において男女共 同参画の推進が図られるよう、市 や県内における先進的な取組み の動向の把握に努め、情報発信 を図ります。		自治振興課	県や市内の取組みと動向を把握 し、市民への情報発信を行います。	男女共同参画週間では市広報、HP、Facebook、に 情報提供し、情報発信に取り組みしました。
40		49	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等 に働く機会 の提供	3 多様な選択が可 能なキャリア教育 の推進	○性別にとられず、本人の選 択を尊重した進路指導を実施す るとともに、理工系等の多様な進 路選択の理解を深めるため、年 間計画に基づき各教科の学習や 特別活動においてキャリア教育 を進めます。		学校教育課	・多様な進路選択ができるように情 報提供を行い、一人一人の思いを 大切にした進路指導の充実を図っ ていきます。	・多様な進路選択ができるように情報提供を行い、 一人一人の思いを大切にした進路指導の充実を 図っています。
41	○	50	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	②働く場にお ける女性の活 躍推進	1 事業者・団体等 における方針決定 過程への女性の参 画促進(女性の登 用促進)	○事業者や団体、自治会等に対 し、方針決定過程への女性の参 画について、「女性活躍推進法」 の理念や規定などに基づき働き かけを行います。		商工観光労 政課	企業訪問等の機会を通じて、事業 所への情報提供を行います。	企業訪問等の機会を通じて、事業所への情報提 供を行いました。
42	○	50	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	②働く場にお ける女性の活 躍推進	1 事業者・団体等 における方針決定 過程への女性の参 画促進(女性の登 用促進)	○事業者や団体、自治会等に対 し、方針決定過程への女性の参 画について、「女性活躍推進法」 の理念や規定などに基づき働き かけを行います。	○	長寿福祉課	介護分野では既に女性の方が多く 働いておられる業種であるため、引 き続き働きやすい職場環境の推進 に努めます。	事業所の運営指導においてハラスメント対策の助 言を実施しました。
43	○	50	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	②働く場にお ける女性の活 躍推進	1 事業者・団体等 における方針決定 過程への女性の参 画促進(女性の登 用促進)	○事業者や団体、自治会等に対 し、方針決定過程への女性の参 画について、「女性活躍推進法」 の理念や規定などに基づき働き かけを行います。	○	幼児課	各種委員会等への男女双方の意見 が反映されるようにしていきます。	各種委員会等へ男女双方の意見が反映されるよう に努めました。
44	○	50	2 多様な 暮らし方・ 働き方の実 現	(1)働く場 における男女共 同参画・女性 活躍の推進 [☆◎]	②働く場にお ける女性の活 躍推進	1 事業者・団体等 における方針決定 過程への女性の参 画促進(女性の登 用促進)	○事業者や団体、自治会等に対 し、方針決定過程への女性の参 画について、「女性活躍推進法」 の理念や規定などに基づき働き かけを行います。		自治振興課	ホームページ等で「女性活躍推進 法」の周知を行い、方針決定過程へ の女性の参画を促します。	HPに「女性活躍推進法」について掲載し、男女共 同参画を促進しています。 職員に審議会等での女性登用促進に向けて周知 しました。

No. 概要版 頁			基本目標_大分類	基本目標_中分類	基本目標_小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
45	○	50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	1 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進(女性の登用促進)	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	○	障がい福祉課	障がい者団体や事業者に対して、方針決定過程への女性の参画について、情報の伝達・発信に努めます。	団体や事業者に対して男女共同参画について、情報の伝達・発信に努めました。
46		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	2 事業者・団体等に対する支援	○「女性活躍推進法」の理念や規定、令和元年の同法の改正内容(令和4年4月1日施行)等について、事業者や団体等へ周知します。 ○男女共同参画を推進しようとする事業者や団体等に対し、必要な情報を提供し、その取組みを支援します。		自治振興課	ホームページ等で「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。	HPIに「女性活躍推進法」について掲載し、男女共同参画を促進しています。 女性団体連絡協議会等に対し、必要な情報を提供し、取組みを支援しました。
47		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。 ○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを推進します。		商工観光労政課	啓発パンフレット等を配布することで、事業者が自主的な取り組みを推進できるように働きかけを行います。	企業訪問等の機会を通じて、事業所への情報提供を行いました。
48		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。 ○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを推進します。		自治振興課	女性の多様な働き方が促進されるよう女性活躍推進に関するセミナーを開催します。	10月にデジタルを活用した自分らしいキャリア構築に関する女性活躍推進セミナーを開催しました。
49		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。		商工観光労政課	職場における妊娠・出産・子育てへの理解が促進されるよう、パンフレット等の配布により啓発を行います。	企業訪問等の機会を通じて、事業所への情報提供を行いました。
50		51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	3 多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。 ○長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。		商工観光労政課	多様で柔軟な働き方や雇用の在り方について、事業者へ情報提供を行います。	9月に「働きやすい職場づくり」をテーマとした事業所向けの研修会を実施しました。
51	○	51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。		子育て支援課	○児童館や子育て支援センターで開催する事業の利用者にアンケートを実施し、子育て中の保護者のニーズを把握しながら、講座内容の充実に取り組みます。 ○市ホームページの内容を整理・充実を図り、子育てアプリや公式LINEアプリなど様々な媒体を活用し、わかりやすい子育て情報の発信に取り組みます。	○子育て講座後のアンケート結果や相談業務でニーズの高かった離乳食講座を中心に子育て講座を開催しました。 ○子育て特設サイトを整備し、子育てアプリ「くりなび」や公式LINEなど、様々な媒体を活用した子育て情報の発信に努めました。
52	○	51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。		幼児課	入園に関する相談時には、保護者の多様化する勤務形態にそった園を紹介し、子育てと就労の両立が可能となるよう保護者のニーズに対応できるよう取り組みます。 各園において子育てに関する情報を園だよりに掲載するなど保護者にわかりやすい情報提供に取り組みます。	入園に関しては、できる限り保護者のニーズに対応しながら調整を図っています。 保護者の様々な子育て不安や悩みに寄り添ったり、クラス懇談会を実施する中で子育ての悩みを共有したり、保護者同士のつながりがもてるよう支援を進めました。
53	○	51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。		広報課	担当部署と連携し、各種媒体を活用して、子育てに関する様々な制度や施策、情報をわかりやすく提供します。	担当部署と連携し、イラストや分かりやすい表現、文章を用いて、子育てに関する制度や情報の提供に努めました。

No. 概要版 頁			基本目標_大分類	基本目標_中分類	基本目標_小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
54	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。			長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。 ・介護保険制度をはじめ認知症や在宅医療・介護に関する周知・啓発に、市広報・ホームページ・出前講座など多様な媒体を通じて取り組んでいます。 ○介護保険申請時に、窓口や地域包括支援センターで、パンフレット等を利用した家族への制度の説明 ○民間事業所等へ認知症サポーター養成講座の開催 ○認知症ケアパスの啓発 ○生き方カフェの開催、在宅医療・介護連携推進事業の実施	・各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別に関わらず生じる介護負担等を抱える人に対しても、解決に向けた相談支援を行っています。
55	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。			広報課	担当部署と連携し、各種媒体を活用して、様々な制度や施策、情報をわかりやすく提供します。	担当部署と連携し、イラストや分かりやすい表現、文章を用いて、介護に関する制度や情報の提供に努めました。
56	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。			障がい福祉課	福祉サービスについて、広報等の情報媒体への掲載のほか、出前講座や相談支援機関を通じた情報発信に努めるとともに、必要に応じて福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。	・広報に各種手当(4月号)、紙おむつ(12月号)に制度の案内記事を掲載しました。 ・家族の負担軽減を行うため、計画相談支援事業所につなぐなど、必要なサービスが利用できるように支援しました。
57	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	3 育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進	○安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、支援を行います。			商工観光労政課	関係する貸付制度についての周知を行い、相談があった際には適切な窓口に繋げます。	滋賀県や市の貸付制度について、市ホームページ周知しました。
58	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4 ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	○市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた啓発を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。			自治振興課	女性活躍支援を通じてワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催します。	9・11・2月(予定)に女性活躍支援事業として子育てに関連する無料託児付きセミナーを開催しました。
59	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	1 男性の家事参画促進のための取組み	○男性の家事参画をより促進するため、広報等を通じて実践的な情報の提供や、啓発を行います。			自治振興課	様々な機会や情報手段を通じ啓発を行います。	男女共同参画週間では市広報、HP、Facebook、に情報提供し、情報発信に取り組みました。
60	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	2 男性の育児参画促進のための取組み	○男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等、父親が子育てに参画しやすい取組みを推進します。			子育て支援課	○男性も気軽に子育てに参加できるように、父親の子育てを支援するための講座を開催するなど、父親の子育て支援に取り組みます。	○土曜日に父親を対象とした講座を実施し、男性の家庭参画意識の醸成を図りました。
61	52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	2 男性の育児参画促進のための取組み	○男性が育児に必要な知識や技術を身に付けることができるよう、様々な機会を通じて情報提供や啓発を行います。			こども家庭センター	妊娠期から妊婦のパートナーが育児に参画できるよう、母子健康手帳交付時に育児情報冊子を配布するとともに、妊産婦等サロンを実施し、育児に関する情報提供や啓発を行います。	母子健康手帳交付時に、子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」を配布し、妊産婦等サロンで情報提供や啓発を行った。 ・母子健康手帳交付469件(11月末)
62	53	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	3 介護負担軽減のための取組み	○性別にかかわらず直面する介護や、増加する男性介護者が抱える困難などに寄り添い、必要な支援を行います。			長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。	・各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別に関わらず生じる介護負担等を抱える人に対しても、解決に向けた相談支援を行っています。
63	54	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上[☆◎]	①働きやすい職場環境の推進	1 セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進	○職場におけるセクハラ・パワハラを防止するため、関係機関等へのチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。			商工観光労政課	ハラスメントについての研修会を開催し、事業者へ参加を呼びかけます。	5月に「ハラスメントの防止と理解」をテーマとした研修会を開催しました。
64	54	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上[☆◎]	①働きやすい職場環境の推進	1 セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進	○セクハラ・パワハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。			自治振興課	様々な機会や情報手段を通じ啓発を行います。	ハラスメントの防止、相談窓口についてHPに情報提供しています。

No.	概要版	頁	基本目標 大分類	基本目標_中 分類	基本目標_小 分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
65		54	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上[☆◎]	①働きやすい職場環境の推進	2 多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ【再掲】	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。 ○長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。		商工観光労政課	多様で柔軟な働き方や雇用の在り方について、事業者へ情報提供を行います。	9月に「働きやすい職場づくり」をテーマとした事業所向けの研修会を実施しました。
66	○	55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上[☆◎]	②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。		商工観光労政課	市広報により、資格取得支援補助金制度についての周知を図ります。また、関係機関が開催する講座等についてのパンフレットを設置します。	市広報等により、資格取得支援補助金制度についての周知を図りました。関係機関が開催する講座等におけるチラシを配置し、情報提供を行いました。
67	○	55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上[☆◎]	②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。		ひだまりの家	・ハローワークをはじめ、就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。(ひだまりの家)	ハローワークをはじめとする就労支援機関からの情報を希望する対象者に提供するとともに職業能力向上に関する講座情報をもとに就労支援を行いました。
68	○	55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上[☆◎]	②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。		人権擁護課	・庁内の就労支援関係課で構成される就労支援相談会において、各種制度や講座等について情報共有を図り、就労関係の相談時に相談者に情報提供が行えるよう努めます。	就労相談連絡会において、就労につながる各種制度や、関係機関が開催する講座等について情報共有を図り、就労に関する相談が寄せられた場合には情報提供を行えるよう努めました。
69		55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上[☆◎]	②女性の就業・起業の支援	2 起業・創業のための支援	○起業・創業が活性化するよう、「創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者(商工会)や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供を行います。		商工観光労政課	女性の起業・創業についての情報提供を行います。	11月から12月にかけてりっとう創業塾を実施いたしました。
70		55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上[☆◎]	②女性の就業・起業の支援	3 女性の再就職支援	○出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。		商工観光労政課	市広報により、資格取得支援補助金制度についての周知を図ります。また、関係機関が開催する講座等についてのパンフレットを設置します。	市広報等により、資格取得支援補助金制度についての周知を図りました。関係機関が開催する講座等についてのチラシを配置し、情報提供を行いました。
71		56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	①地域防災活動における女性参画の拡大	1 多様性に応じた防災体制の推進	○自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進めます。 ○多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。		危機管理課	・市内自主防災組織、消防隊への女性の参画が促進できるよう、研修会を通じて多様な意見が反映される環境づくりを啓発します。 ・防災対策や復旧対策について、多様なニーズの違いに配慮するよう啓発を行います。	・研修会などを通じて、市内自主防災組織、消防隊への女性の参画が促進できるよう啓発しました。 ・防災訓練、出前講座などを通じて、防災対策や復旧対策に多様なニーズの違いに配慮するよう啓発しました。
72	○	56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を推進します。 ○それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。		生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施します。(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座等)	男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施しました。参加者が性別にとらわれることなく交流することで男女共同参画への意識を高めることができました。
73	○	56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を推進します。 ○それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。		自治振興課	地域で活動する団体・グループに男女共同参画の取組内容について、連携を図ったり、情報交換を行います。	各女性団体の総会に出席したり、取組み内容について情報共有したり連携を図りました。
74		56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	2 地域における男女共同参画の視点を持った子どもの育成	○様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、男女共同参画の視点を持った地域を担うリーダーの育成を図ります。		生涯学習課	日帰りでのアドベンチャーキャンプを実施し、青少年間の交流、リーダーシップの養成を行います。(秋に2回実施予定)	日帰りでのアドベンチャーキャンプを実施し、青少年リーダーを中心に男女共同参画の視点を持った交流が図れました。
75		57	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	3 地域における意識づくりの充実	○自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 ○実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取組みます。		人権擁護課	・地域における会議、懇談の機会に男女共同参画社会について考える機会を提供できるよう、テーマ・内容・講座の運営について工夫します。	・地区別懇談会では、「女性の人権」「性の多様性」「性別役割分担意識」について、16自治会で取り上げられています(12月現在)。今後も、地区別懇談会のテーマの一つとして、男女共同参画社会についての視点を明示し、市民意識の高揚に努めます。
76		57	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	4 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の推進	○男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。 ○男女共同参画の活動に対する意欲、能力を持つ人材の活用を推進します。		自治振興課	活動団体に協力・補助などの支援を行います。 男女共同参画の理解が深く、活動意欲を持つ人材と協働して活動を推進します。	活動3団体に対して補助を行い、活動を支援しました。 女性活躍推進セミナーでは、活動団体に広報協力の連携を図りました。
77	○	58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進	1 様々な分野での男女共同参画の推進	○市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業者、林業技士等の農林業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。		農林課	交流会や、集合研修の中で情報交換、共有を行います。また、SNSや広報を通じた農業者の活動内容の情報共有を行います。	今年度、家族経営協定の締結はありませんでした。しかし、集合研修の実施による情報交換や、SNSを活用して、引き続き情報発信してまいります。(農林課) 湖国女性農業・推進委員協議会(R6/6/20)、東海・近畿ブロック女性農業委員会研修会(R6/11/26)への参加、女性農業委員等による料理教室開催と情報交換等の場作り(R6/12/14)による情報交換などを通じ、女性委員の活動促進に努めました。(農業委員会事務局)

No.	概要版	頁	基本目標_大分類	基本目標_中分類	基本目標_小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
78		58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進	2 多様な選択が可能なキャリア教育の推進【再掲】	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。		学校教育課	・多様な進路選択ができるように情報提供を行い、一人一人の思いを大切にした進路指導の充実を図っていきます。	・多様な進路選択ができるように情報提供を行い、一人一人の思いを大切にした進路指導の充実を図っています。
79		58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	②男女共同参画の視点を持つ活動の推進	1 男女共同参画の視点を持つ市民活動の支援	○様々な分野における市民の自発的な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、啓発を行います。また、そのような視点を持つ市民活動を支援します。		自治振興課	様々な活動団体に県や市町開催のセミナー等の情報提供をするともに、男女共同参画の視点が深まる支援を行います。	活動団体の男女共同参画に関する視点が深まるよう研修資料を情報提供しました。
80		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	1 DV防止策の推進	○DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。		子育て支援課	○ホームページ等様々な媒体を活用しながら、DV防止に向けた啓発や相談窓口の周知に取り組みます。	○パープルリボン運動の期間に合わせて、窓口カウンターにパンフレットを設置し、DV防止に向けた啓発を行いました。
81		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	1 DV防止策の推進	○DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。		自治振興課	様々な機会を通して、暴力を容認しない社会づくり推進の啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動運動実施時期にHP、Facebook等で啓発しました。庁舎内窓口や地域のイベントで啓発用品を配布しました。
82		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○多様化かつ複合的なものとなってきているDV相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。		子育て支援課	○女性相談支援員を配置し、離婚問題やDV被害等、男女間の相談に対応し、DVの早期発見に努めるとともに一時保護が必要な場合は、関係機関と連携し入所を支援します。	○女性相談支援員を配置し、DV相談等に対応しました。 ○DV被害者の保護・避難の支援として、婦人相談所への一時保護を実施しました。
83		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。		こども家庭センター	健康相談、乳幼児健診、電話相談等において、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	各相談事業でDVに関する相談に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り、相談支援を行った。
84		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。		健康増進課	健康相談、電話相談等の実施の際にDVに関する相談があった場合、関係機関と連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	健康増進課においては、現在のところ相談はありません。
85		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。		商工観光労政課	DV等に関する情報があった際には、速やかに関係部署へ連絡し、専門機関へとつなぎます。	DV等に関する情報があった際には、速やかに関係機関との連携が図れる体制を整えています。
86		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○研修や調査を通じて県や市内における各種相談の実態把握を行い、行政機関との連携を図ります。		自治振興課	ホームページやチラシ等に各種相談窓口を掲載し、関連する相談業務と連携し啓発を行います。	生理の貧困対応とあわせて、関係機関の相談窓口を紹介し、相談しやすい環境を整えました。きらめきRitto事業として、人権セミナー(7月・12月)の開催チラシに各種相談窓口を掲載して、周知・啓発を行いました。
87		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	3 DV加害者への支援	○加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。		自治振興課	加害者を把握した場合、各種の支援に繋げるなど、再発防止を図ります。	相談事例や情報がなく、DV関連機関の相談窓口について周知を行いました。
88		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	3 DV加害者への支援	○加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。		人権擁護課	・DV加害者に限らず、相談者には、問題解決に向けて、適切な関係機関や専門機関につなげて行くよう努めます。	人権擁護委員による「人権いろいろ相談」(4月、1月を除いた年10回)を実施し、相談内容に応じて他の機関の相談窓口の周知にも努めました。
89	○	60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	1 暴力防止による人権擁護の推進	○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。		人権擁護課	・人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を年10回開催し、暴力に関する相談も含めた人権に関わる相談に応じ、人権擁護活動を推進します。また、国や関係機関の相談窓口についても、市HP等を通じて周知に努めます。	暴力に関する相談等は寄せられていない(12月現在)が、11月女性の人権ホットライン強化週間の周知を図るため、市ホームページ及び市広報に記事を掲載するとともに、イベント(文化祭)会場で啓発品を配布し、相談窓口の周知に努めました。
90		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	2 子どもの性被害の防止	○SNS等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進します。 ○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、授業等を通じて啓発を行います。		学校教育課	・性被害につながりやすいSNS等の利用の仕方において、危険性や安全なSNS等の利用の指導をさらに進めていきます。 ・各小中学校へ性被害にあわないための注意事項や性被害を受けそうになった時、被害にあった場合の対処法について自分で自分の身を守るための情報提供を行います。	・インターネットの安全利用に関する指導をすすめる、SNS等の利用による性被害の危険性等について学習を行っています。 ・各小中学校へ、性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について情報提供を行っています。
91		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	3 性被害防止に向けた啓発の推進	○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。 ○様々な機会を活用した啓発等により、性暴力については、絶対に許さないという気運の醸成を図ります。		自治振興課	未然防止や相談窓口の周知を図るため、ホームページや関連パンフレット等で啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動運動実施時期にHP、Facebook等で啓発しました。きらめきRitto事業として、人権セミナー(7月・12月)の開催チラシに各種相談窓口を掲載して、周知・啓発を行いました。

No.	概要版	頁	基本目標 大分類	基本目標_中 分類	基本目標_小 分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
92		61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	1 母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行います。		子育て支援課	○母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親の個別の状況に応じた自立に向けた支援に取り組みます。	・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの相談等に対応しました。
93	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。	・各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対しても、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、必要な支援へとつないでいます。
94	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		こども家庭センター	母子健康手帳交付時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等で相談に応じるとともに、必要な支援へつなげます。	各母子保健事業を通じ、必要に応じて関係機関と連携を図り、相談支援を行った。
95	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課	健康相談、電話相談等の事業を通じて相談に応じ、支援を行います。	個別のケースにおいて、困難を抱える人々の支援を関係機関と連携しながら行いました。
96	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		子育て支援課	○母子・父子自立支援員や女性相談支援員による相談窓口を設置し、必要な情報の提供や、関係機関との連携・協力体制の構築に努め、円滑な支援に取り組みます。	・女性相談支援員と母子・父子自立支援員を配置し、相談に対応しました。また、女性相談支援センターやのぞみ会など各関係機関と連携し相談内容に応じた支援に取り組みました。
97	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		社会福祉課	・相談内容に応じた各種福祉制度の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行います。また、必要に応じて総合調整役となり、関係課、関係機関と連携し、役割分担や支援の方向性を検討して支援を行います(社会福祉課)	生活に困難な状況を抱えている人の状況を聞き取り、必要な支援につなげるとともに、毎月1回開催する関係課で構成する生活困窮者自立支援調整会議において、情報の共有、支援の方法などの検討、協議を行っています。(社会福祉課)
98	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		障がい福祉課	福祉サービスについて、情報提供に努めるとともに、必要に応じて福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。	相談に応じる中で、関係機関と連携しながらサービスの利用援助等の支援を行いました。
99		61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	3 高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○高齢者が、性別にとらわれず互いに助け合いながら、豊かな経験や知識、技術などを地域社会で生かし、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための環境づくりを進めていきます。		長寿福祉課	・介護支援ボランティア事業や栗東100歳大学などを通じ、高齢者が地域活動などに参画する環境づくりを進めます。	・地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための機会づくりとして、ボランティアポイント事業や地域住民主体の活動を推進しています。
100		61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	3 高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○障がいの特性に加え、性別にとらわれないスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を推進します。		障がい福祉課	障がいのある人がスポーツ活動等への参加機会を得られるよう、広報等を通じた周知活動に努めます。	8月に心身障がい児者レクリエーションスポーツ大会を開催したほか、7月、11月にボウリング大会を実施し、障がいのある人のスポーツ活動等への参加の促進を図りました。
101		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり [◎]	①性の尊重と健康についての意識の醸成	1 性の尊重についての理解促進	○「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の持つ意味について、広報等を通じた周知啓発を行います。		自治振興課	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の意味を周知するため、生殖に関する健康と権利についてホームページ等で啓発します。	HPに内容について詳細を掲載、理解の促進に繋がっています。
102	○	62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり [◎]	②健康づくりへの支援	1 年代に応じた健康支援の提供	○年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。		こども家庭センター	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠、出産期を過ごせるよう、相談や保健指導等を行います。	妊産婦へのアンケートや専門職による面談を行い、伴走型相談支援を行った。 ・母子保健手帳交付469件(11月末)
103	○	62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり [◎]	②健康づくりへの支援	1 年代に応じた健康支援の提供	○年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。		健康増進課	年代に応じた健康づくりを推進し、切れ目なく支援ができるよう、関係機関と連携を図ります。	年代に応じた健康づくりを推進し、切れ目なく支援ができるよう、関係機関と連携を図りました。
104		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり [◎]	②健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○保育園・幼稚園・幼児園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。		学校教育課	・発達段階に応じて、感染症に関する指導を進めるとともに、正しい知識を身に付けられるよう指導を行います。	・発達段階に応じて、様々な感染症に関する指導を進めるとともに、手洗い・消毒等を行う等、流行性の感染症の予防に努めています。(学校教育課)
105		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり [◎]	②健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○保育園・幼稚園・幼児園、認定こども園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。		幼児課	手洗い、うがいの必要性を絵本などを活用し発達段階に応じた保育に取り組みます。また看護師による実践指導にも取り組みます。保護者へは、感染症や流行状況など子どもの健康に対する啓発に取り組みます。	感染症が流行する前に保健だよりで対策方法を知らせるなど健康に過ごせるための啓発を実施しています。保育の中でも実践を通して元気な体づくりを子ども達へ知らせていきました。
106		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり [◎]	②健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○中学校において、性感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。		中学校	・各校の年間指導計画に基づき、関連する各教科等において、生徒の発達段階に応じて性感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう指導を進めます。	・性感染症に関する正しい知識が習得できるよう、年間指導計画に基づき、性感染症に関する指導を進めました。

No. 概要版 頁			基本目標_大分類	基本目標_中分類	基本目標_小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
107		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3)生涯を通じた健康づくり[◎]	②健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○様々な感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児ができるよう、寄り添った支援を行います。		こども家庭センター	母子健康手帳交付時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等、様々な事業や機会を通じて、感染症の予防や対応について啓発を行うとともに相談や保健指導を行います。	各母子保健事業を通じ、感染症ん尾予防や対応について啓発、相談、保険指導を行った。
108	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	保険年金課	国保運営協議会委員の選出の際には、女性委員比率の向上を目指します。(令和7年度改選予定)	令和6年度においては、国保運営協議会委員の改選はありません。(任期:令和7年6月)
109	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	栗東歴史民俗博物館協議会委員の選出において、男女双方の意見が反映されるよう配慮します。	令和6年度には委員の改選はありませんでしたが、令和7年度に予定している栗東歴史民俗博物館協議会委員の選出において、男女双方の意見が反映されるよう配慮します。
110	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	地方創生企画課	総合計画審議会、地方創生懇談会等への新たな委員選出にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。	市民、産・金・労など、多様な分野における代表者より選任及び推薦を依頼した結果、女性委員の選出には至りませんでした。
111	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	政策調整課	行政改革懇談会への新たな委員選出にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。	令和6年度の委員改選では、委員数や構成の見直しを行い、5名中2名が女性委員となり、2割から4割に比率向上することができました。(前年度:10名中2名)
112	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	教育総務課	教育委員会委員は、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。教育委員会委員の任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数の現状維持を目指します。教育委員4人(うち女性2人)	教育委員会委員は、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。教育委員会委員の任期満了に伴う後任委員については、女性委員が就任されました。教育委員4人(うち女性2人)
113	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	長寿福祉課	・委員会の男女の参加比率や男女双方の意見が反映されるよう、一方の性別に偏ることのないよう努めます。	地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会において、女性委員の比率が上がっております。
114	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	幼児課	各種委員会等への男女双方の意見が反映されるように努めます。	各種委員会等へ男女双方の意見が反映されるように努めました。
115	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	社会福祉課	・所掌する委員会においてできるだけ女性委員の比率向上を推進し、男女双方の意見が公平に反映されるよう目指します。	所掌する委員会において、男女双方の意見が反映できるよう努めています。栗東市地域福祉計画委員会 委員19人(女性10人男性9人)
116	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。		自治振興課	庁内インフォメーション等により、審議会等の女性比率向上のため呼び掛けを行います。	庁内インフォメーションにより、審議会等の女性比率の向上を呼びかけました。
117	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	障がい福祉課	男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。	委員委嘱にあたり、男女比の均衡をとった委員選考に努めました。
118		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。		人事課	女性が輝き、すべての職員がいきいきと働ける職場づくりをめざすとともに、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用を行います。	栗東市特定事業主行動計画に定める「女性活躍推進法に基づく関連事項」において、令和6年度における管理職に占める女性職員の割合を33.4%とすることを目標に取り組みを進めており、令和6年4月1日時点の実績は36.0%(+2.6pp)と目標値を上回りました。
119		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	地方創生企画課	日々の業務や職場内での研修などの機会を通じて職員の職業能力向上に努めます。	総合計画後期基本計画の策定に伴い、若手職員の意見を反映すべくNEXTりっとうプロジェクトを活用しました。また、同プロジェクトにおいて職員提案を募り、意識向上に努めました。
120		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	環境施設整備課	職場研修を通じて、男女共同参画への意識啓発に資する情報や資料を提供します。	男女共同参画への意識・資質の向上のため、令和6年12月に、資料回覧による職員への意識啓発を行いました。今後も、男女共同参画の視点に立って、日々の業務を行います。
121		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	長寿福祉課	・能力向上の機会となる研修会の企画やリーダー研修等の法定研修の参加を推薦していきます。	職員の意識と資質向上に向け、各種研修会等に参加するよう努めました。
122		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	幼児課	職場研修等を通じて、男女参画への意識啓発に取り組みます。	職員の人権意識の向上のため、幼児課主催の研修や各園で研修を実施することができました。

No. 概要版 頁			基本目標_大分類	基本目標_中分類	基本目標_小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
123		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員的能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	総合窓口課	職場研修や朝礼等の機会を通じて、男女共同参画への意識向上、啓発に努めます。戸籍研究会や実務研修会へ参加し、職業能力の向上を図ります。	男女共同参画にかかる研修を課内では未実施のため、職員ヘリーフレットを配布し、意識向上に努めます。戸籍研修会等を通じ、職業能力の向上を引き続き目指します。
124		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員的能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	障がい福祉課	研修会に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。	課内協議、打ち合わせ等において、職員間での意識啓発を図りました。
125		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	保険年金課	職場研修の機会を通じて職員の意識啓発に取り組みます。	職場研修の機会を通じて職員の意識啓発に取り組みました。
126		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	会計課	職場研修の機会を通じて職員の意識啓発を図ります。	課内での職場研修により、男女共同参画への意識の啓発に努めました。
127		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	財政課	職員研修等に参加しやすい職場環境づくりに努めます	令和7年1月に開催される庁内の「男女共同参画にかかる職場研修」に課内対象職員が受講する予定です。
128		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。		人事課	外部機関主催の専門研修への計画的な派遣や職場研修を実施し、職員の意識向上に取り組みます。	外部機関の行う専門研修へ職員を派遣するなどし、意識並びに資質向上に資する機会の提供に努めました。また、職員集合研修や職場研修において人権問題研修を実施する中で男女共同参画に対する意識向上に向けて取り組みました。
129		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	地方創生企画課	研修への参加促進などにより男女共同参画等に関する意識向上に向けた取り組みの支援に努めます。	研修等への積極的な参加に努めました。
130		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	税務課	職場研修や外部機関主催の専門研修への計画的な派遣を実施し、職員の資質向上に取り組みます。	職場研修への参加に加え、2月に課内研修を予定しており、男女共同参画に対する課員の意識向上に努めます。(税務課)
131		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	長寿福祉課	職員の知識やスキル向上のために各種研修会への参加を促します。	・市や外部が開催する人権研修などに、研修等目標をもって積極的に参加するよう促しています。
132		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	企業立地推進課	職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。	3月に実施予定の職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。
133		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	健康運動公園整備事業推進課	職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。	3月に実施予定の職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。
134		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	土木交通課	男女共同参画について、引き続き職場研修を通じて職員の意識・資質の向上に努めていきます。	セクシャルハラスメントに対する研修により、人権意識の啓発に努めた。今後、LGBTQについての研修も実施予定。
135		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	幼児課	職員研修等の機会において男女共同参画への意識啓発に取り組みます。	職員の人権意識の向上のため、幼児課主催の研修や各園で研修を実施することができました。
136		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	道路河川課	男女共同参画に対する課内研修を実施し、職員の意識向上に努めます。	年度内に職場研修を実施予定
137		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	障がい福祉課	職場研修の機会を通じて、意識啓発に取り組みます。	課内協議、打ち合わせ等において、職員間での意識啓発を図りました。
138		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	3 男女共同参画の視点に立った職場づくり	○育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による啓発を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参画に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりに推進します。		人事課	第4期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画 改正版」(計画期間R2-R6)に基づき推進します。	男性職員の育児休業積極取得に向け、情報提供を始め取得しやすい職場環境の構築にも働きかけを行いました。 令和6年度において現在までの間、育児休業取得者は男性職員8名が取得しました。また、配偶者出産休暇を4名、育児参加休暇を3名が取得しました。

No.	概要版	頁	基本目標_大分類	基本目標_中分類	基本目標_小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績
139		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	4 安心して働くことのできる職場づくり	○セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、すべての職員が個人として尊重され、安心して働くことのできる職場環境の整備を推進します。		人事課	「栗東市職員のハラスメントの防止等に関する規程」及び「栗東市職員のハラスメントの防止に関する指針」に基づき、委員・相談員を選任するとともに、所属長の責務として職場におけるハラスメントの未然防止に取り組みます。	ハラスメント全般に対処する苦情処理委員会を設置することと併せ、苦情相談窓口を設置するなどし、情報収集にも努めながら、ハラスメント未然防止に取り組みました。また、課長級職員を対象にハラスメント研修を実施しました。
140		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	①男女共同参画の視点による防災体制の整備	1 防災対策における男女共同参画の推進	○「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進します。 ○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。		危機管理課	・栗東市地域防災計画における「計画の基本方針」のとおり、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した体制の整備に努めます。	・防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した災害対策本部支部等の体制の整備に努めました。
141		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	①男女共同参画の視点による防災体制の整備	2 多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備	○避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進します。		危機管理課	・栗東市地域防災計画における「計画の基本方針」のとおり、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した体制の整備に努めます。	・防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した災害対策本部支部等の体制の整備に努めました。
142	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	○	地方創生企画課	総合計画の作成過程において、男女共同参画の視点も踏まえた検討となるよう努めます。	後期基本計画策定において、男女共同参画の視点を踏まえ検討を行いました。
143	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	○	長寿福祉課	所管する施策や事業において、性別によって受けられるサービスに違いが出ていないかなど男女共同参画の視点による気づきを大切にします。	・男女共同参画の視点をもって、介護サービスの相談を行っています。
144	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	○	幼児課	無意識な決めつけによる保育が行われていないか振り返り、見直しを行います。	人権研修では、職員同士の語り合う研修を実施してきました。保育や日常の中での自分自身の言動を振り返ることで自分の無意識の差別心に気づけるようにし、人権感覚のアップデートにつながりました。
145	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。		自治振興課	男女共同参画の視点で事業や施策の取組みを推進します。	引き続き事業や施策において、男女共同参画の推進に努めるため、今年度は市民/事業所アンケートを実施しました。
146	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	○	障がい福祉課	男女共同参画の視点から考え、所管する事務事業に取り組みます。	男女共同参画の視点を踏まえ、所管事業に取り組みました。
147		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	③事業者や関係団体との連携推進	1 事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	○市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。		商工観光労政課	企業訪問等を通じて、事業者へ情報提供を行うとともに、積極的な取り組みをしている事業者の把握を行います。	企業訪問等を通じて、事業所への情報提供を行いました。
148		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	③事業者や関係団体との連携推進	1 事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	○市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。		自治振興課	男女共同参画の情報提供等を行い、取組みの推進を行います。	市内の「人権啓発担当者」設置事業所に、仕事と育児の両立支援に関する啓発資料を配布しました。
149		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	④国際的な取組みとの協調	1 国際社会における男女共同参画への理解と協調	○広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、国際社会における男女共同参画やSDGsの取組みについて、啓発を行います。		自治振興課	国際社会の動きを意識して、SDGsの啓発を行います。	SDGs×ジェンダー平等についての関連資料を課内研修向けに情報提供しました。
150		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	④国際的な取組みとの協調	1 国際社会における男女共同参画への理解と協調	○自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画やSDGsをテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。		図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努めます。また、関係団体の啓発チラシの配布等による情報提供を行います。	関係図書を収集し、新着本コーナーや「図書館だより」など新着図書案内で紹介しました。また関係各所団体が発行するポスターやチラシを掲示、配布しました。